

消費者団体、流通関係者等との意見交換について

植物防疫課では、消費者や流通関係者の I P M に対する理解を促進するため、消費者団体や流通関係者と意見交換を行っている。

頂いた意見については、I P M 定着工程表に反映するなど、今後の施策に生かして行くこととしている。

以下に、これまでにいただいた主な意見を紹介する。

全体を通じて

(考察)

I P M の認知度が低かった。「 I P M のメリットや目的を明確に示すべき」、また、「消費者は農業者が頑張っていることを知るべき」との意見が多かった。

各関係者に I P M を知ってもらうため、情報提供や意見交換を行う必要がある。

消費者団体

- ・重要なことは、正しい情報を消費者に伝えること。
- ・ I P M について知らなかった。もっと宣伝するべきではないか。
- ・農水省で多くの施策があり、無駄と思われるかも、具体的な位置づけを示すべき。
- ・消費者と農業者の交流の場（生産現場）を作ってはどうか。例えば、夏休みに食育の一環で行ってはどうか。
- ・農産物にマークが付けば消費者は、わかりやすい。
- ・消費者は、基本的には安いものを求める。また、おいしさなど付加価値がないと購入は長続きしない。
- ・消費者は、「農薬 = 悪」というイメージをもっているため、I P M は無駄な防除を無くし、農薬の使用が減るという点で良いのでは。
- ・「 I P M 」という言葉では認知できない。

(考察)

消費者に正しい情報を提供して、理解を促進する必要がある。その際、「農薬」についても併せて情報提供する。

また、消費者が生産現場で農業者と交流できる場の設定も必要。

流通関係

- ・ I P Mを何で評価するか、はっきりさせること。収量か品質か農薬か。
- ・ 減農薬ブランドは意味がない。安全・安心、トレサ、環境に配慮は当たり前であり、価格や品質の方向に向かっている。
- ・ 食の安全の基準が高くなっており、個々の農家では対応できない。地域で参加できる仕組みを作り、ブランド化やマーク等の地域の運動を展開しないと。
- ・ I P Mの記帳は当たり前のことである。
- ・ 消費者は安全な農作物を知るために生産現場に行く努力していない。そのため、不審や不満になる。ガイダンスで、消費者に教育して欲しい。
- ・ 消費者にエコファーマーなど生産者の努力が伝わっていない。
- ・ ある程度の技術があるので。生産農家はI P Mのプログラムを組みきれないのではないか。
- ・ 指標モデルの内容は不十分ではないか。具体的な農薬名などを入れるべきでは。
- ・ 農薬や虫、さらには環境をよく知らないと従来の方法から変えられない。こういったところは農薬会社が1番よく知っている。
- ・ I P M農産物ではインパクトがない。I P Mは何という感じ。農薬を使用するし。
- ・ 生産者がI P Mを意識してプログラムに取り組めば、きちんと生産管理が行われていることになるので、小売業にとってもメリットになる。
- ・ 指標をやってますよ、と言うだけではダメ。実際にチェックしないと。

(考察)

流通では安全・安心、環境への配慮は当たり前であり、きちんとした生産管理が求められている。I P Mを生産管理に組み込むことにより、流通の要望に応えることができるか検討する必要がある。

農業関係団体

- ・ 要防除水準は重要だが、流通が規格をクリアした生産物を求めるので、防除しないという指導は難しい。
- ・ 消費者と生産現場の距離が遠い。消費者へのアピールが必要。
- ・ 消費者は、表向きは安全・安心と言うが、実際はきれい、安い、おいしいを買う。
- ・ 指導は個々の農家でなく、産地単位で行わないと長続きしない。
- ・ 指標モデルの記述が具体性に欠ける。
- ・ 記帳は負担にならないよう工夫する必要。

- ・農地・水・環境保全向上対策では、エコファーマーを要件としているが、減農薬にどうI P Mを組み込んでいくのか。
- ・I P Mの認証を行ったらどうか。
- ・病害虫の観察を訓練する必要。簡単にできることが必要。
- ・I P Mの導入は容易でない。
 - 食味も重要であることから、抵抗性品種の導入など品種を変えることはできない。
 - 施設がもともと防虫ネット張る構造になっていない。
 - 段階的に天敵の利用から始めることが良いのではないか。
- ・病害虫の指導者だけでなく、品種や施設に詳しい栽培の指導者もI P Mの指導に当たる必要がある。
- ・都道府県の試験場等にはI P Mの単体の技術はあるが、総合的に体系化できていない。
- ・指導に当たっては、農薬使用を何割減らしたいのか。そのためにはこういう技術を導入するというやり方になるのではないか。

農薬関係

- ・農薬登録に伴うものは農薬メーカーが主体になると考える。例えば、ドリフト低減ノズルに対応できる剤型の開発。
- ・指標モデルの記載内容が粗い。例えば、対象とする害虫に関係のない土着天敵を確認しても意味がない、時期などを記載する必要。
- ・環境負荷と経済性の関係を具体的にする必要があり。環境負荷低減とコスト等とのバランスが重要。
- ・I P Mのうたい文句が必要。
- ・特別栽培農産物は目標が明確。I P Mは防除方法であり、手段や技術をどう売り込むかが課題。
- ・現状は防除基準や防除暦にI P Mは入っており、多くの農家が暦に従ってやっている、日々の努力を認めるべきでは。

(考察)

生産現場でI P Mを実践する際の問題点が提起された。

環境保全型農業や認証等の施策にI P Mをどのように関係づけていくか検討する必要がある。

また、I P Mの指導体制や指導方法についてなど、実際に生産現場でI P Mをどのように導入するか、現場の担当者との意見交換を行い、施策に反映する必要がある。